

## 湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金について

鳥取県内で人材不足に悩む特定業種または一般業種に就職（予定含む）し、湯梨浜町に定住する方の奨学金返還額の一部を助成する制度です。

### 1 対象者

次の各号のいずれにも該当する者

- 一 次のいずれかの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能）

ア （独）日本学生支援機構の無利子（Ⅰ種）奨学金及び有利子（Ⅱ種）奨学金

イ 鳥取県育英奨学資金

ウ 湯梨浜町育英奨学資金

エ 技能者育成資金融資制度

オ 生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

カ 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金又は修業資金（ただし、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の修学にかかるもの。））

- 二 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 大学等在学生の場合

大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む）、大学院の修士課程、高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。）、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校に在学中の者

イ 既卒者の場合

上記アの大学等を卒業している35歳未満の者で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する者（対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがある者は除く。）

- 三 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象業種等への就業を希望する者であること。

|      |                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象業種 | 製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業、農林水産業協同組合、理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域、民間の獣医師の職域、自動車小売業、民間の自動車整備士の職域、私立中学校・高等学校教諭の職域 |
| 一般業種 | 特定業種以外の業種及び職域（公務員は除く）                                                                                                                        |

- 四 湯梨浜町内に定住することを希望する者であること。

- 五 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定を受けた者であること。

## 2 助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

### 特定業種

| 区 分     | 助成金額                                                | 助成金額の上限                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 無利子の奨学金 | 貸与を受けている奨学金の返還総額（既卒者の場合は返還残額）の <u>1／6</u>           | ・大学院、薬学部（6年間） <u>72万円</u><br>・大学（4年間） <u>48万円</u><br>・高専、短大（2年間） <u>24万円</u> |
| 有利子の奨学金 | 貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額（既卒者の場合は利子を除く返還残額）の <u>1／8</u> | ・大学院、薬学部（6年間） <u>54万円</u><br>・大学（4年間） <u>36万円</u><br>・高専、短大（2年間） <u>18万円</u> |

### 一般業種

| 区 分     | 助成金額                                                 | 助成金額の上限                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 無利子の奨学金 | 貸与を受けている奨学金の返還総額（既卒者の場合は返還残額）の <u>1／12</u>           | ・大学院、薬学部（6年間） <u>72万円</u><br>・大学（4年間） <u>48万円</u><br>・高専、短大（2年間） <u>24万円</u> |
| 有利子の奨学金 | 貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額（既卒者の場合は利子を除く返還残額）の <u>1／16</u> | ・大学院、薬学部（6年間） <u>54万円</u><br>・大学（4年間） <u>36万円</u><br>・高専、短大（2年間） <u>18万円</u> |

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子の奨学金が優先されます。無利子の奨学金が限度額に達しないときは、有利子分も上限額の範囲で対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種等へ就職してから8年間とします。

## 3 認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、湯梨浜町内に定住する見込みであること。

○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種等に正規雇用により就職し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。（勤務場所、定住要件は学生と同様）

既に、県内の対象業種等に正規雇用で就職又は就業している場合は対象となりません。

○既卒者で、県内企業に正規雇用で就業している者が転職する場合は対象外です。

## 4 応募の方法

次に掲げる書類を正規雇用で就職前に持参又は郵送により提出

- 一 湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書
- 二 奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類（学生の場合）
- 三 奨学金返還証明書又はこれに準じた書類（既卒者の場合）
- 四 履歴書（既卒者の場合）
- 五 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定通知書の写し

## 5 対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

## 6 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、就職してからの手続きは次のとおりです。

### 【就職した年度】

① 助成金の交付申請書提出（就職後 1 か月以内）

② 審査・交付決定

※認定だけでは助成金は交付されません。

### 【奨学金の助成期間（1 年目～7 年目、毎年度ごと）】

③ 助成期間中の状況報告（返還年度の翌年度 4 月 10 日まで）

④ 助成金の支払い

※在職証明書の添付が必要です。

※助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。

### 【助成最終年度（8 年目）】

④ 助成金の実績報告書（最終年度の翌年度 4 月 10 日まで）

⑥ 助成金額の確定

◎助成期間中に転勤や離職した場合の取扱いは、次のとおりです。

◇助成期間中に県外事務所へ転勤になった場合、通算して 3 年以内の間は助成対象となります。3 年を超えると助成が受けられません。

◇助成期間中に離職又は町外に転出した場合の助成内容は、次のとおりです。

| 勤務又は定住期間    | 助 成 内 容                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 4 年未満       | 助成はありません。支給された助成金は返還となります。（ただし、離職後 1 年以内に対象業種に就職した場合を除く。以下同様） |
| 4 年以上 6 年未満 | 4 年間分の返還額を助成します。                                              |
| 6 年以上 8 年未満 | 6 年間分の返還額を助成します。                                              |

## 7 湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金に関する応募・問合せ先

湯梨浜町教育委員会事務局 教育総務課

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

TEL 0858-35-5362 FAX 0858-35-5376 電子メール [ykyoiku@yurihama.jp](mailto:ykyoiku@yurihama.jp)

## 8 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金に関する応募・問合せ先

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

電話 0857-26-7648 FAX 0857-26-8196

電子メール [jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp)